

# 令和8年度 着付け職種技能検定

## 1級着付け（着付け作業）実技試験問題

次の注意事項及び仕様に従って、礼装用の中振袖（ふくら雀）の着付けを行いなさい。

### 【1】試験時間

(検定委員による試験の説明10分)	
持参品及び服装の点検のための準備 注(9)	5分
(検定委員による受検者の持参品及び服装の点検20分)	
モデルの着替え	10分
(検定委員によるモデルの補整の点検5分)	
補整、長襦袢着付けのための準備 注(11)	5分
補整、長襦袢着付け	15分
(検定委員による採点10分)	
着物着付け、帯結び（草履まで）	25分
(検定委員による採点25分)	

### 【2】注意事項

- (1) 受検者の服装は、着付け作業に相応しいもの（Tシャツ、ミニスカート、ショートパンツ、ジーンズ及びそれらのたぐいは禁止）であること。また、前かけ又はポシェット等の使用を禁止する。
- (2) 着物、伊達衿（又は比翼衿）及び長襦袢の衿とじは、会場入りの前に済ませてくること（衿芯は入れてきてもよい。会場で針の使用はできない。）
- (3) 受検者は、石付きの指輪、腕時計及びアクセサリ等を外すこと。
- (4) 試験中は、指定された場所で作業を行うこと。なお、面積は、受検者一名あたり約4㎡（2m×2m）とする。衣裳敷の大きさは指定してないので、必ずしも、作業スペース全体に敷く必要はない。
- (5) 試験中は、私語及び携帯電話等の使用を禁止する。
- (6) 試験中は、持参品の貸し借りを禁止する。また、試験終了後は、全ての持参品を持ち帰ること。
- (7) 試験中は、アラーム類及びメジャー類（目盛付クリップの目盛部分なども含む）の使用を禁止する。
- (8) 持参品で受検に適合しないものがあつた場合（用意なしを含む）は、原則として失格となる。
- (9) 「持参品及び服装の点検のための準備」の際には、検定委員が持参品の種類や数を確認出来るように持参品を並べること。特に、長襦袢はたたみ、背側が見えるように置き、紐付きの伊達巻は紐が見えるようにし、着物は本だたみにして、裾が上になるようにすること。ただし、帯は折らずに平ら（又は屏風だたみ）にたたむこととし、帯の形付の作業は「着物着付け、帯結び」の作業時間内に行うこと。
- (10) 受検者は、「検定委員による受検者の持参品及び服装の点検」後、モデルに足袋、肌着と浴衣又はガウンを着用させること。ブラジャー、キャミソール、タンクトップなどは補整とみなされるため不可とする。なお、補整（パットを入れているなど）されていない和装ブラジャーのみ使用可とし、「補整、長襦袢着付けのための準備」の前に検定委員が点検する。

- (11) 「補整、長襦袢着付けのための準備」の時間は、検定委員が点検をした持参品を、衣装箱、又は風呂敷の上に作業しやすいように並びかえるための時間で、タオルやコットンの加工はできない。タオルやコットンをカットする等の作業は「補整、長襦袢着付け」の作業時間内に行うこと。
- (12) モデルは、試験中作業の手助けをしてはならない。ただし、下前の衿を押さえること、帯枕の紐、帯揚げ、帯締め及び帯のて先を持つことは可。
- (13) 試験時間内に作業が終了しても、試験会場からの退席を禁止する。
- (14) 試験時間内に仕様どおりにできていないもの、クリップを取り忘れているもの、草履を履かせていないもの及び衣裳敷の上で草履を履かせたものは、失格とする。ただし、おはしより芯を使用しているもの、帯締めが本結びでないもの、帯揚げの結び方がいりくになっていないもの、お太鼓のやまが箱ひだになっていないもの及び羽根が背に添っていないものは、減点にとどめる。

\* 「衣裳敷の上で草履を履かせたものは、失格とする」

「衣裳敷の上で草履を履かせないこと」は、着付け作業が完了する前に草履を履かせることがないようにしたもので、草履を履かせた後の簡単な手直しは、試験時間内であれば構わない。

### 【3】仕様

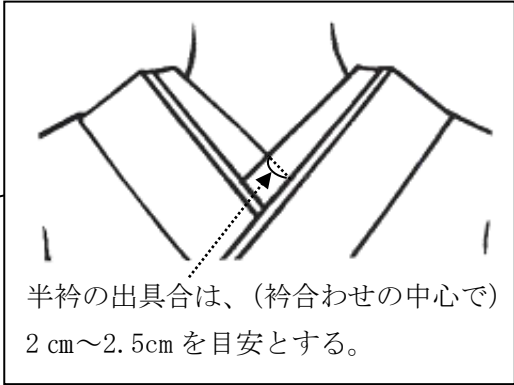
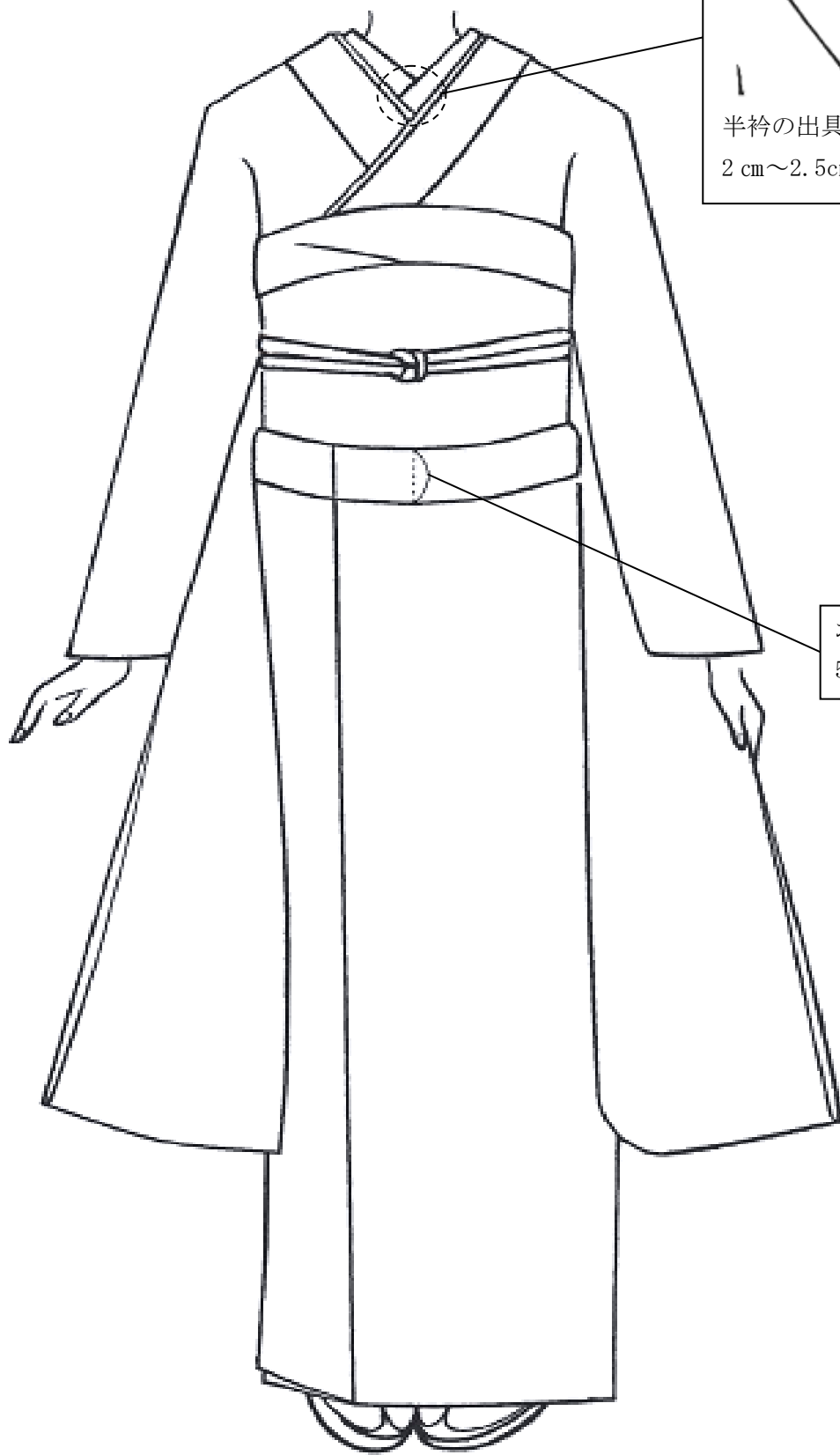
受検者持参品を使用して、人間モデルに中振袖（ふくら雀）の着付けを行う。

- ・おはしより芯を使用しない。
- ・伊達衿（又は比翼衿）を使用する。
- ・帯締めは、本結びにする。
- ・帯揚げの結び方は、いりくとする。
- ・お太鼓のやまは箱ひだにする。
- ・羽根の形は、自由とする。ただし、背に添わせること。

#### 寸法の目安 ※P3～4 参照

- ・半衿の出具合は、衿合わせの中心で2cm～2.5cmを目安とする。
- ・おはしよりの長さは、5cm～8cmを目安とする。
- ・垂れの長さは、8cm～11cmを目安とする。

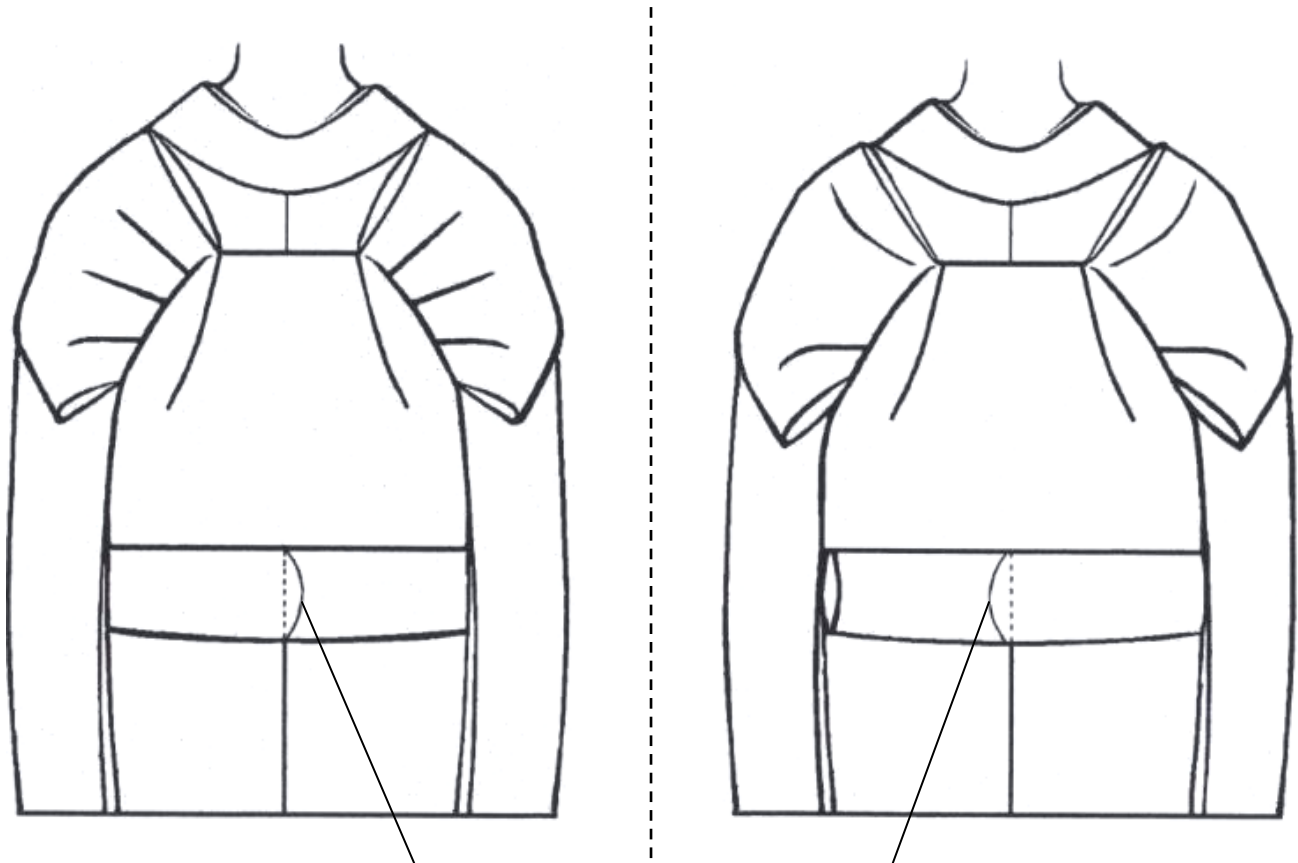
# 中振袖 (前)



半衿の出具合は、(衿合わせの中心で)  
2 cm~2.5cm を目安とする。

おはしよりの長さは、  
5cm~8cm を目安とする。

# 中振袖 (後)



垂れの長さは、  
8 cm～11cm を目安とする。

【4】受検者持参品（礼装用であること）

下記のもの以外は持参しないこと。

持参品で受検に適合しないものがあつた場合（用意なしを含む）は、原則として失格となります。

	名称	数	種類
モデル	人間モデル	1	女性
準備品	着物	1	中振袖（衿） 絵羽模様であること。全ての裾の縫い目の模様（上前衿・前身ごろ・両脇・背・下前身ごろ・下前衿）がつながっているもの。 袖丈は、モデルの身長に合わせたもの（目安として95cm～115cm位）。 絵羽模様と称するものであつても、持参品の模様が上記の要件を満たさないもの、無地、小紋柄、織りは失格。
	伊達衿（又は比翼衿）	1	無地、地紋入りは可。 スパンコールや刺繍などの装飾加工をしたもの、二色使い（金糸織入り等も含む）のものは不可。 伊達衿止め具は使用不可。
	長襦袢	1	衿は、広衿、ばち衿又は棒衿。 ツーピースは失格。 衣紋抜き、紐通し付、紐付は不可。
	半衿	1	白無地の塩瀬 色半衿、刺繍入りは失格。
	衿芯	1 (持参は自由)	素材は自由。
	帯	1	袋帯（六通又は全通） 袋帯以外（丸帯など）は失格。
	帯締め	1	飾り物は不可。
	帯揚げ	1	素材は自由。 帯枕にゴムでとめることは不可。
	肌着	1	肌襦袢、裾よけ（短くてもふくらはぎが隠れる程度の長さ） ワンピースは可（前合わせができないものは不可）
	腰紐	6本以内(6本の内1本は三重返紐可)	布製
	羽根用ゴム紐	2本以内 (持参は自由)	輪ゴム（事務用）、金具、飾り付き、ボタン付きは不可。 羽根以外に使用するのは不可。
	伊達締め又は伊達巻	2本以内	布製 金具付又はゴム付き（シャーリング）は不可。
	帯板	2枚以内	ゴム付は不可。
	帯枕	1	ガーゼ付は可。 窓枠付は失格。 加工して持参することは不可。
	補整用タオル、 ガーゼ、コットン、 ハサミ	自由	タオルは大き過ぎないもの（目安として35cm×85cm位まで）。 タオルの端を切ったり、糸を抜くなど加工して持参することは不可。 ガーゼの長さは自由で、二つ折りにして巻いてくることは可。 市販されている状態のコットン（カット綿等）は可。 ガーゼやコットンを加工して持参することは不可。
	クリップ	5個以内 (持参は自由)	目盛付の場合は、目盛をテープ等で隠すこと。 鈴付は不可。 着付け用以外（洗濯ばさみ、文具用等）は不可。
	衣裳敷	1	紙製。 事前に2枚を貼り合わせて1枚としても可。 2枚使用することは不可。
	衣裳箱（風呂敷も可）	1	衣裳箱の大きさは縦40cm～45cm、横55cm～65cm、高さ5cm～20cmを目安とする。（衣裳箱の代わりに風呂敷を使用する場合は、上記寸法を目安にたたむこと） 風呂敷でないもの（小風呂敷・スカーフ・きものバック等）は不可。 ファスナーや取手付きの収納ケース、透明クリアケース、クリアボックス、段ボール箱等は不可。
	草履	1	布製又は皮製（エナメルも可） 爬虫類、不祝儀用等は不可。

	足袋	1	白無地、コハゼ付き コハゼがないもの、刺繍付き、柄ありは不可。
	浴衣又はガウン	1	形は自由で袖のあるもの。 浴衣又はガウンに使用する紐は、腰紐の本数（6本以内）に含まれる。 カーディガン、コート類、ケープ、カットクロス、着物用コート（雨コート、道中着）等は不可。

※上記のもの以外は、持ち込まないこと。

※持参品で受検に適合しないものがあつた場合（用意なしも含む）は、原則として失格となります。